

平成16年改正後の特許法35条3項および5項に基づく相当の対価請求につき、同条4項によれば定めにより対価を支払うことは不合理であるが、使用者に本件発明に基づく独占的利益が生じていないとして、請求が棄却された事例

—野村証券・職務発明事件—

東京地判平成26年10月30日 平成25年(ワ)第6158号 (判例集未登載)

國學院大學 法学部 兼任講師 内田 剛

◆事案の概要

Xは、Yの元・従業員であり、Y在職中の遅くとも平成22年8月23日までに本件発明をした。本件発明は、特許法35条1項所定の職務発明に当たる。Yは、同日までに本件発明について特許を受ける権利（外国に出願する権利を含む）を承継し、同条3項に基づき、Xは、相当の対価の支払いを受ける権利を取得した。

Xその他の共同発明者らを出願人として、米国特許商標庁(USPTO)に本件発明に係る特許の仮出願がされ、平成23年8月23日にその本出願がされた(以下、本件米国出願)。

USPTOの審査官は、本件米国出願について、米国特許法102条(b)項に基づき、拒絶すべきである旨の最終オフィスアクションを通知した。これに対して、Yらが応答期限までに応答しなかったことから、平成26年2月13日をもって本件米国出願は放棄され、本件米国出願については特許権を取得できないこと(以下、本件米国出願から確定までの期間を「本件審査期間」という)、米国特許法122条(b)(2)(B)(i)の非公開申請により、米国以外の国においても特許権を取得できないことが確定した。

Yは、従業員による職務上の発明等の取り扱いについて、Y発明規程1およびY発明規程2を定めている(以下、両者を併せて「Y発明規程」という)。Y発明規程1は、出願時、権利取得時およびYが金銭的利益を得た実施時に発明者たる社員に報奨金が支払われることを規定している。Y発明規程2は、具体的な報奨金の額および支払い方法を定めているが、Yが金銭的利益を得た場合の報奨金については、特許権を取得した発明(または実用新案権を取得した考案)についてのみ規定している。

Y発明規程1は、Yの従業員らに開示されていたが、Y発明規程2は開示されていなかった。また、Y発明規程には、対価の額の算定について発明者からの意見聴取や不服申立て等の手続きは定められておらず、従業員からの意見の聴取はされていない。Yは、Y発明規程に関する協議をXと個別的行ったり、その存在や内容をXに説明したりすることはなかった。

本件は、以上のような事実の下で、Xが、本件においてY発明規程の定めにより相当の対価を支払うことは不合理であるとして、Yに対し、特許法35条3項および5項に基づき、相当の対価の支払いを求めた事案である。

なお、本件は判決後にXが控訴し、高裁に係属中である。

◆判旨—請求棄却—

1. 定めにより相当の対価を支払うことの不合理性

「特許法35条4項によれば、使用者等は、勤務規則等において従業者等から職務発明に係る特許を受ける権利等の承継を受けた場合の対価につき定めることができ、その定めが不合理でないときは使用者等が定めた対価の支払をもって足りるところ、不合理であるか否かは、① 対価決定のための基準の策定に際しての従業者等との協議の状況、② 基準の開示の状況、③ 対価の額の算定についての従業者等からの意見聴取の状況、④ その他の事情を考慮して判断すべきものとされている。そうすると、考慮要素として例示された上記①～③の手続を欠くときは、これら手続に代わるような従業者等の利益保護のための手段を確保していること、その定めにより算定される対価の額が手続的不備を補って余りある金額になることなど特段の事情

がない限り、勤務規則等の定めにより対価を支払うことは合理性を欠くと判断すべきものと解される。

これを本件についてみるに……、① Yは、Y発明規程の策定及び改定につき、Xと個別に協議していないことはもとより、他の従業員らと協議を行ったこともうかがわれないし……、② Yにおいて対価の額、支払方法等について具体的に定めているのはY発明規程2であるが、これはXを含む従業員らに開示されておらず……、③ 対価の額の算定に当たって発明者から意見聴取することも予定されていない……というのである。

さらに、④ その他の事情についてみるに、まず、対価の支払に係る手続の面で、Yにおいて上記①～③に代わるような手段を確保していることは、本件の証拠上、何らうかがわれない。

次に、対価の額及び支払条件等の実体面については、Y発明規程2の定める出願時報獎金及び取得時報獎金の額……は、いずれも他の企業と比較して格別高額なものとはいえない……。また、実施時報獎金については、上限額の定めはないものの、この点は多数の企業と同様の取扱いをしているにとどまり……、Yにおいて他社より高額な対価の支払が予定されていたとは解し難い]

「以上によれば、本件発明について、YがXに対しY発明規程の定めにより対価を支払うこと（出願時報獎金のみを支払い、実施時報獎金は支払わないとすること）は不合理であると判断するのが相当である」

2. 相当の対価の請求の可否および金額

「本件発明は米国で特許出願されたものであり、このような場合についても特許法35条3項及び5項が類推適用されると解されるものの（最高裁平成18年10月17日第三小法廷判決・民集60巻8号2853頁参照）、本件発明については新規性の欠如を理由に特許を受けられないことが確定している……。このことは、特許を受ける権利の承継人が将来成立することのあるべき独占的地位に由来する独占的利益の不発生を推認させる事実であるから、相当の対価を請求する者は、それにもかかわらず上記の独占的利益が発生したことを相当の根拠をもって主張立証する必要があると解すべきである。

上記認定事実によれば、Yが野村ホールディングスに本件発明に係る特許を受ける権利を譲渡した際に、何らかの

対価が確定的に授受されたことを認めるには足りない……。また、本件米国出願の前後から本件審査期間を通じて、FPGAを実装することで格段に加速された低レイテンシの取引を実現できることを示唆又は開示する研究成果の公表等が相次いでいたこと……、高頻度取引の分野でYグループ会社が競合他社に対して競争的優位を保っていたと認めるに足りないこと……からすると、本件審査期間中、Yが本件発明に係る技術分野で競合他社の市場参入を排除することができていたとも認め難い。

以上によれば、本件審査期間において、Yに本件発明に基づく独占的利益が生じていたと認めることはできない。また、本件審査期間経過後は、米国以外の国においても、本件発明につき特許権を受けることができないことが確定したから……、Yに本件発明に基づく独占的利益が生ずる見込みはないというほかない。

よって、その余の考慮要素につき判断するまでもなく、Xは、Yに対し、本件発明について相当の対価の支払を請求することはできないものと解するのが相当である」

◆評釈—判決の結論・理由とともに疑問—

1. 本件判決の判例上の地位

特許法35条に基づく相当の対価の請求については、〔オリンパス光学事件・上告審〕判決^{*1}が、あらかじめ対価の額を確定的に定めることができないとして、対価に関する条項がある場合においても、従業者等が不足する額に相当する対価の支払いを求めることができるとした。これに対して、相当の対価額の予測可能性が低いことによる使用者等の研究開発投資の意欲の阻害等の問題が指摘され、対価については使用者—従業者間の自主的な取り決めに委ねられるべきとの意見が示された^{*2}。そのため、平成16年の特許法等の一部を改正する法律（平成16年法律第79号）が、特許法35条に4項を追加し、対価に関する一定の状況を考慮して「不合理」でない場合、対価について定めたところにより、その対価を支払うことが許容されることになった。

本件判決は、平成16年改正後特許法35条4項の「その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められる」場合であるか、および「不合理」とされた場合の対価請求の可否について判断した初めての判決である^{*3}。

本件判決は、不合理性を判断するための考慮要素として、4項例示の① 対価決定基準策定の際の使用者—従業者間

での協議の状況、② 基準の開示の状況、および③ 対価額算定についての従業者等からの意見聴取の状況とともに、④ その他の事情として、対価の支払いに係る手続きの面と実体面を挙げる。

そして、4項例示の手続きを欠く場合、対価の支払いに係る手続き面・実態面での特段の事情がない限り、定めによる対価の支払いを不合理と判断すべきとしている。対価の支払いに係る実態面の特段の事情として、「対価の額が手続的不備を補って余りある金額になること」を求め、「他の企業と比較して格別高額」でなく「多数の企業と同様の取扱い」は不合理性を否定するために考慮しないとする。

不合理性を判断する際に対価の額を考慮するとして、それがどの程度のものであればよいかについては、幾つかの見解が示されていた。本件判決は、この点につき対価の額が格別に高額であることを求めたものといえる。

2. 判旨1 定めにより対価を支払うことの不合理性

本件判決は、「その定めが不合理でないとき」には「定められた対価の支払をもって足りる」とする。しかし、4項において、不合理であるか否かが評価されるのは、4項例示の手続きの状況から支払いまでの「全過程」であり^{*4}、定めそのものではない。本件判決のこの4項の文言と異なる理解は、下記特段の事情の判断に影響を及ぼしている。

本件判決は、不合理性を判断するための考慮要素として、4項例示の前記①～③の状況とともに④ その他を挙げる。この④は、4項の「等」を具体化したものとして位置づけられよう^{*5}。また、「例示された……①～③の手続きを欠くときは、……特段の事情がない限り、……合理性を欠く」とするが、「例示」の要素のどれか一つを欠くことで不合理と判断するとは考えづらいため、本件判決は①～③のすべてを欠く場合に合理性を欠くとしているものと思われる^{*6}。

判決は、本件における①～③の状況として、① Yが、定め策定および改定につき、X個別にも他の従業者とも協議せず、② 対価の額、支払い方法等の具体的な定めを開示せず、③ 対価額の算定にあたって発明者からの意見聴取も予定されていないことを挙げる。①の協議の状況につき、既に策定された勤務規則を各従業者と協議することは不可能であるとして、個別の協議を要しないとする見解がある^{*7}。

しかし、4項が①～③等の手続き状況を重視するのは、使用者－従業者間の情報および交渉力の格差を是正するた

めであり^{*8}、①の協議の状況について個別の協議を要求する解釈は協議を通じて従業者の情報および交渉力を補うことができる可能性があるため、その趣旨にかなうものといえる。もちろん、個別の協議を欠くことのみをもってその定めによることが不合理と判断されるわけではない^{*9}。

本件判決は、「①～③の手続きを欠くときは、……合理性を欠く」とされないための「特段の事情」として、①～③に代わるような「従業者等の利益保護のための手段」の確保を挙げる。その具体例は示されていないが、4項が手続きを重視する前記の趣旨から、使用者－従業者間の情報および交渉力の格差が是正されたと考えられる場合が想定される。そのような場合であるか否かを判断する一要素として、労働者側の代表の協議への参加等^{*10}が考えられよう。

また、「特段の事情」として「その定めにより算定される対価の額が手続的不備を補って余りある金額になること」を挙げる。その判断において、「他社より高額な対価の支払」である必要性あり^{*11}、他の企業と同様・同等では足りないとする。本件判決は、対価額のみで「不合理」とされないために、他社との比較において高いハードルを課すことにしたものといえよう。これに対して学説には、従業者の保護に欠けるところはないとして、手続きが不合理であった場合でも、対価の額が客観的に見て相当であれば合理的と評価してもよいとする見解があり、その対価が相当な額であるか否かは5項の考慮要素が参考になるとする^{*12}。

しかし、この見解は、4項の解釈において対価の額の相当性を判断することで、4項により私的自治を貫徹し、裁判所による対価額への介入を避けるという5項との役割分担を損なうおそれがある^{*13}。また、同見解によると、5項の相当の対価の算定基準に従った対価の支払い基準を策定していれば、①～③等の手続きを要しないことにもなりかねず、4項を新設することによって手続きにより重点を置いた平成16年の改正の趣旨が没却されかねない。

高額対価を支払う場合に協議等の手続きを行わなくとも「不合理」としない理由について本件判決は何も述べていないが、以下のとおり説明できよう。協議等の手続きを履践し、使用者－従業者間の格差が是正された結果生じるのは適正な対価の支払いであるが、これは使用者側、従業者側のどちらかにとって、他の企業が支払う相場よりも有利なものとなり得る幅のあるものである。対価が相場よりも格別高額である場合、格差是正の手段がとられなかったと

しても、定めによる対価は、従業者にとって格差の是正がなされた場合における最大限、従業者側に有利な結果と同視できる。この場合には、その対価をもって「真に」従業者の保護に欠けるところはないといえる。また、実体的な面から見てもそのような場合には、5項による算定額よりも高額の対価が使用者による一方的な定めに基づいて支払われることになるため、あえてその定めによる支払いを不合理とし、5項による算定を行うことが適切とはいえない。

しかし、4項により定めた対価の支払いが不合理とされると、その対価の額は下記の5項により算定されることになるが、それは手続きの不備を補うものではない。特許法35条は、平成16年改正により4項を追加し、対価決定のための手続きを重視したが、それを担保するような条文の構成とはなっていない。その結果、4項は主に使用者が対価額を5項以下の額に抑える機能を果たし、使用者がそのような効果を欲しない場合には、紛争が生じない限り、一方的な定めを置く誘因が使用者に生じることになっている。

「その定めにより算定される対価の額が手続的不備を補って余りある金額になること」の具体的な検討において、本件判決は、Y発明規程による出願時報獎金、取得時報獎金および実施時報獎金の支払い予定を考慮する。しかし、4項において不合理性が評価されるのは、前記のとおり基準策定から支払いまでの「全過程」であり、定めそのものではない。そのため、「その定めにより算定される対価の額が手続的不備を補って余りある金額になること」については、特許を受ける権利の承継に対する実際の支払い（および支払い見込み）を考慮すれば足りるのであって、本件では他は支払われないか、または支払いの見込みがないため、出願時報獎金の支払い額が対価として手続き不備を補うものであるかどうかを判断すれば足りたといえる。このように解しなければ、登録された場合に高額の実施報奨金を支払う定めによる対価の支払いは不合理でないと判断され、発明が営業秘密化され、登録されない場合に対価を支払わないことが許容されるという不当な結論を導くことになる。

3. 判旨2 相当の対価の請求の可否および金額

まず、本件判決は、米国特許出願についても「特許法35条3項及び5項が類推適用される」とし、〔日立職務発明事件・上告審判決〕を参照する。

同判決は、平成16年改正前の特許法35条に関するもの

であるが、改正後の特許法35条も、同判決のいう「特許を受ける権利の承継について両当事者が対等の立場で取引をすることが困難である」ことを問題視している点は異ならない^{*14}。また、同判決のいう職務発明に関する法律関係を一元的に処理しようという当事者の通常の意味についても、改正の影響はない。そのため、外国の特許を受ける権利の譲渡に伴う対価請求について平成16年改正前3項および4項が類推適用されるとした〔日立職務発明事件・上告審判決〕の解釈は、改正後の特許法35条3項および5項においても妥当する^{*15}。

次に、本件判決は、特許法35条の相当の対価の請求のために、独占的利益が発生したことを主張立証するように求めているが、特許法35条には独占的利益の発生を要することは明示されていない。従来判決は、特許法35条1項により使用者等が通常実施権を有することから、改正前4項の「発明により使用者等が受けるべき利益」とは「発明の実施を排他的に独占しうる地位」を取得することにより受ける利益を指す^{*16}と解しており、この点は、平成16年改正後の判決においても同様である^{*17}。以上を踏まえ、本件判決のいう「独占的利益」とは、特許法35条5項の「使用者等が受けるべき利益」について、特許発明の実施を排他的に独占することにより得るべき利益と解し、そのことをいっているものと理解する。

本件判決は、特許を受けられないことが確定している場合に、独占的利益の発生を「相当の根拠」により主張立証するように求めている。本件判決の要求する相当の根拠による立証の程度は不明であるが、Xの主張が認められていないことから、ある程度、高度の立証が求められているようである。

本件判決後の判決ではあるが、〔ガラス板製造方法事件〕判決^{*18}は、相当の対価請求訴訟一般について、使用者側に証拠が偏在していることから、発明の実施および独占の利益の存否等について従業者側がある程度具体的に示した場合には、それらについて使用者側に積極的開示を要求するとして、従業者側の立証責任を緩和している。同判決の考え方を踏まえれば、本件判決の「相当の根拠」による主張立証とは、特許を受けられないことが確定している場合に、従業者の立証責任は緩和されず、従業者が独自に独占的利益の発生を立証すべきことをいっているとも解し得よう。

この主張立証を要求する前提として、本件判決は、特許

を受けられないことが確定している場合、独占的利益の不発生を推認するとしている。どのような理由によってそのような推認がなされるのか、本件判決は明らかにしていないが、特許を受けられないことが確定している場合には、出願公開等により発明の内容が公開されているため営業秘密として事実上の独占状態は発生せず、審査の結果、特許を受けられなければ特許権による排他権も発生しないため、出願公開および拒絶確定後であれば前記推認は妥当であるといえそうである。しかし、本件米国出願は、非公開申請を伴うものであるため、出願公開されておらず、特許を受けられないが、営業秘密として事実上の独占状態が生じる可能性がある。そのため、本件においては、「特許を受けられないことが確定している」が、「特許を受ける権利の承継人が将来成立することのあるべき独占的地位に由来する独占的利益の不発生を推認させる」状況とはいえない。

本件判決は、独占的利益の有無の具体的な検討において、審査期間中の独占的利益と審査期間経過後の独占的利益を分けて検討している。審査期間中には特許権に基づく排他権は生じないが、従来の判決には、審査期間中であっても出願公開後の補償金請求権の発生をもって使用者が受けるべき利益があるとするもの^{*19}、使用者が受けるべき利益には営業秘密として秘匿できた出願公開前の期間をも含むとするものがある^{*20}。本件では、出願が非公開申請を伴うものであり、仮の権利〈米国特許法154条(d)〉は発生しないため、営業秘密とし得た期間につき、独占的利益が生じることを前提にその有無を判断しているものと思われる。

本件審査期間中の独占的利益について、本件判決が、それを否定するために挙げた事情として、①親会社への特許を受ける権利の承継時に対価の授受がないことがある。しかし、親会社への特許を受ける権利の承継の対価は、その価値評価の困難性や税務上の問題等から実費相当が多く^{*21}、本件のようにその対価の授受がないのはそれほど特殊なことではない。親会社への承継の対価を考慮すると、親会社が特許の集中管理を行う場合、子会社に独占的利益は生じず、相当の対価の支払いを常に免れ得ることになりかねない。そのため、親会社への承継の対価の授受がないことを独占的利益の否定のために挙げることは妥当でない。

また、本件判決は、②本件発明に関連する研究成果の公表を本件審査期間中の独占的利益を否定する事情として挙げる。判決は、この事情が独占的利益とどのように関係

するかを明示しておらず、対象となっている発明と同等または有用な代替技術が存在するために本件発明による独占的利益が存在しない^{*22}ということなのか、営業秘密の保護のために必要な非公知性を欠くということなのか、明らかではない。どちらであったとしても、関連する研究成果と本件発明の対比によって両者の異同を明らかにする必要があるが、本件判決はその点について触れていない。

なお、本件判決は、「本件発明に係る技術分野で競合他社の市場参入を排除」できていないことも、独占的利益を否定する事情として挙げる。しかし、特許出願人は、発明を営業秘密としていたとしても競合他社がそれを不正取得したような特殊な場合を除き、競合他社を「排除」することはできないため、これを挙げるのは不適切である。

本件判決は、審査期間経過後の本件発明に基づく独占的利益につき、特許権を受けられないことが確定したとして、それが生ずる見込みはないとする。しかし、Xは、営業秘密とすることによる独占的利益の発生を主張しており、判決はこの点に十分応えているとは言い難い。また、この点について、前記の特許権を受けられないことが確定した場合の独占的利益の発生について、本件判決が相当の根拠による立証はなされなかったと判断したと理解することもできる。しかし、本件米国出願が非開示申請を伴うという本件特有の事情から営業秘密として独占的利益が生じる可能性が残されているため、特許権を受けられないことが確定した場合の独占的利益の不発生を推認が、本件には当てはまらないことは、前述のとおりである。

従来の判決でも、職務発明を営業秘密とした場合には、独占的利益が生じ得ることを前提にその有無を判断している^{*23}。ただし、「独占的利益を生じさせるためには、当該ノウハウが公開されていないことが必要」であるとされている^{*24}。本件発明は、新規性欠如を理由に拒絶査定を受けており、非公知性を欠き、営業秘密としての独占的利益を生じないと評価することも可能であろう。

ただ、本件判決をこのように理解した場合、判決文中における説明が不足しているのはもちろんのこと、本件判決文において本件発明等の閲覧等を制限したこととの関係が問題となる。本件判決が本件発明を非公知性を欠くとして不正競争防止法2条6項の「営業秘密」でないと解したのであれば、民事訴訟法92条1項には該当せず、判決文の閲覧等が制限されることはないはずである^{*25}。

4. 本件判決の結論と残された解釈上の問題

本件判決は、結論として、本件発明について相当の対価の支払いを請求することはできないとした。しかし、私権である特許を受ける権利を承継し、営業秘密としているにもかかわらず、その承継の対価が「0」となる結論には疑問がある^{*26}。そのため、5項の「使用者等が受けるべき利益の額」には、独占の利益のみならず、私権たる特許を受ける権利を承継することにより、使用者等に生じる財産上の利益（出願人となる地位の取得）をも含むものと解すべきであろう。このような利益は、独占の利益を考慮する際に言及される特許法35条1項により生じる使用者等の通常実施権とも無関係であり、5項において相当の対価の算定をする際に考慮すべき「その発明により使用者等が受けるべき利益の額」にも文言上含まれ得るものである。

なお、本件判決の結論にXが出願時報奨金の支払い請求をしていないことは、何らかの影響を与えたのであろうか。すなわち、それに従い対価を支払うことは不合理であるとされたY発明規程の定めに基づき、XがYに対して出願時報奨金の請求ができることを本件判決は前提としたのであろうか。この請求の可否は、「その定めたところにより対

価を支払うことが不合理と認められるものであってはならない」という特許法35条4項の文言の解釈によることになる。文言の素直な解釈としては、「不合理」とされた場合、対価についての定めの効果は否定され^{*27}、従業者もそれに基づく請求はできなくなるとも考えられる。

この点について、学説には、特許法35条は従業者保護のための規定であり、片面的強行規定であると解する見解^{*28}がある。そのような見解を採用すれば、5項に基づく相当の対価請求が認められない本件においては、出願時報奨金の請求を許容する定めは従業者であるXにとって有利なものであり、その限度でY発明規程は有効と解され、Xによる出願時報奨金の請求は可能であると解する余地がある。

本件判決が、このように、出願時報奨金の請求の余地が残されているとしたうえで5項による対価請求を否定したのであれば、特許を受ける権利を承継することによって使用者等に生じる財産上の利益の補償も一応なされ得るため、判決の結論を一定程度肯定的に評価することもできる。もっとも、対価請求を否定するために必要な幾つかの判断を欠いていることについては前述したとおりである。

(うちだ つよし)

※1) 最三小判平成15年4月22日民集57巻4号477頁。

※2) 特許庁総務部総務課制度改正審議室編『産業財産権法の解説-平成16年特許法等の一部改正』144～148頁(発明協会、2004年)。

※3) 本件以前に平成16年改正後特許法35条による相当対価の請求が問題となった事例として、[LED照明装置事件] 東京地判平成24年9月28日(平成23(ワ)6904号)。同控訴審知財高判平成25年2月14日[平成24(ネ)10081号]。大阪地判平成26年4月22日(平成24(ワ)998号・8930号)。ただし、ともに対価の定めがない事例。

※4) 前掲※2・『解説』153～154頁。

※5) 前掲※2・『解説』155～156頁。

※6) 前掲※2・『解説』155頁。総合的に評価するとし、その「判断が独立に求められるものではない」としている。

※7) 鳥並良他『特許法入門』[横山久芳]84頁(有斐閣、2014年)。

※8) 前掲※2・『解説』148、156～157頁。

※9) 土田道夫「職務発明とプロセス審査」田村善之=山本敬三編『職務発明』188～189頁(有斐閣、2005年)。

※10) 田村善之「職務発明制度のあり方」上掲書・13～15頁。団体交渉による交渉力の是正により不合理でないとする。

※11) 同旨、前掲※2・『解説』156頁。

※12) 前掲※7・鳥並良他[横山]84～85頁。「十分な額の対価が支払われていれば合法」とするものとして、中山信弘『特許法〔第二版〕』75頁(弘文堂、2012年)。

※13) 前掲※2・『解説』156、164頁。

※14) 前掲※2・『解説』148頁以下。

※15) 中吉徹郎「判解」判解民平16年度下1090頁も同旨。

※16) [ステンレス金張製造法等事件] 東京地判昭和58年12月23日判時1104号120頁等。いわゆる「独占の利益」。

※17) 前掲※3・[LED照明装置事件]・[光学結像方法事件]。

※18) 東京地判平成27年3月19日平成26(ワ)162号。

※19) 東京地判平成16年2月24日判時1853号38頁。

※20) 東京地判平成18年12月27日平成17(ワ)12576号。

※21) 木村貴司「特許権の集中管理」<http://www.tokkyokeyaku.com/shintaku2.html> [最終アクセス: 2015年6月1日]。

※22) 大阪地判平成17年7月21日判タ1206号257頁等。

※23) 前掲※16・[ステンレス金張製造法等事件]。

※24) [日本製鋼所職務発明事件] 大阪地判平成22年7月15日平成21(ワ)15068号。同控訴審判決(知財高判平成23年9月5日平成22(ネ)10068号)。

※25) 平成26(モ)3430号および平成26(モ)3445号に対する決定で本件判決文の一部の閲覧等の制限が認められている。なお、実務上、裁判所は当事者による証拠の提出を促進するため訴訟記録の閲覧等の制限を比較的緩やかに認めているようである。

※26) 同旨、潮海久雄「労働関係における知的労働成果の権利帰属の意義と報酬」日本工業所有権法学会・著作権法学会合同研究会報告資料8～9頁。なお、営業秘密と職務発明との関係については、拙稿「技術に関する営業秘密の保護と知的財産権の帰属規定」日本国際経済法学会年報23号143～164頁(2014)も参照。

※27) 飯塚卓也「職務発明にかかわる未解決の問題点」パテント64巻9号70頁(2011年)。

※28) 前掲※12・中山76～77頁。